

## 【参考】再エネ海域利用法の施行等の状況

- 再エネ海域利用法に基づき、**2019年12月に長崎県五島市沖を初の促進区域に指定。2020年12月に公募受付期間が終了し、提出された公募占用計画の審査に着手。**
- **秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、千葉県銚子市沖についても、2020年7月に促進区域に指定。2020年11月から事業者の公募を開始。**
- また、**新たな有望な区域として、2020年7月に秋田県八峰町・能代市沖を含む4か所を公表。**協議会の設置や国による風況・地質調査の準備に着手。



| 促進区域              | (昨年度の整理)     |
|-------------------|--------------|
| ①長崎県五島市沖          | (有望な区域)      |
| ②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖  |              |
| ③秋田県由利本荘市沖(北側・南側) |              |
| ④千葉県銚子市沖          |              |
| 有望な区域             | (一定の準備段階の区域) |
| ⑤青森県沖日本海(北側)      |              |
| ⑥青森県沖日本海(南側)      |              |
| ⑦秋田県八峰町・能代市沖      |              |
| ⑧長崎県西海市江島沖        | (一定の準備段階の区域) |
| 一定の準備段階に進んでいる他の区域 |              |
| ⑨青森県陸奥湾           |              |
| ⑩秋田県湯上市・秋田市沖      |              |
| ⑪新潟県村上市・胎内市沖      | (新規追加)       |
| ⑫北海道岩手・南後志地区沖     |              |
| ⑬北海道檜山沖           |              |
| ⑭山形県遊佐町沖          |              |

プロセス



青森⑤、長崎⑧

青森⑥、秋田⑦

長崎①、秋田②・③、千葉④